

◆ 75 歳未満でも、要件を満たす方は後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度は満 75 歳の誕生日から加入いただける医療保険制度ですが、一定の障がいのある方は 65 歳から加入することができます。「一定の障がい」は、次のとおりです。

- | | | |
|-----------------|-----|------------------|
| ①国民年金法等の障害年金の等級 | ・・・ | 1 級、2 級 |
| ②身体障害者手帳の等級 | ・・・ | 1 級から 3 級、4 級の一部 |
| ③精神障害者保健福祉手帳 | ・・・ | 1 級、2 級 |
| ④療育手帳 | ・・・ | A |

※お手続きの時は、健康保険証のほか上記の「一定の障がい」を確認できる書類（身体障害者手帳や年金証書など）をお持ちください。

後期高齢者医療に加入すると、医療機関の窓口で支払う自己負担額が 1 割負担（所得の状況によっては 2 割または 3 割）となるほか、負担いただく保険料も変わります。

75 歳未満の方で後期高齢者医療制度へ加入を希望される時は、町民課国保医療係にご相談ください。

◆ 医療費が高額になると見込まれる時は、「限度額適用認定証」の申請を

「限度額適用認定証」（または「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口で提示していただくと、医療機関へのお支払いが自己負担限度額までになります。

「限度額適用認定証」は、申請していただいた月から有効になりますので、お早めにお手続きください。

※マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

▼対象となる方

- ① 70 歳未満の方
- ② 70 歳から 74 歳の方で、町民税が非課税の世帯の方

▼申請されるときのもち物

- ・国民健康保険の保険証
- ・世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの

◆ 生活習慣病を予防し、毎日を元気に過ごせるように特定健診を受けましょう

生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症等）は重症化すると脳卒中、心筋梗塞等のリスクがあります。初期は自覚症状がない場合も多いため、早期の発見・予防が重要です。そこで、町の国民健康保険に加入されている 40 歳以上の方には、特定健診の間診票等一式をお住まいの地区の集団健診の日程に合わせて順次発送しています。間診票等一式が届いたら内容をご確認いただき、積極的に健診を受けてくださるようお願いいたします。

特定健診のお問い合わせは健康福祉課健康推進係（☎ 86-0210）にお願いします。

地域食堂

白光園の新たな取組です！！
を開催します

このたび、特別養護老人ホーム白光園では、令和2年4月に設置した地域交流棟（ござとごやい広場）を会場に、地域の皆さまにとって身近な交流の拠点となっていきたいという願いを込めて、「地域食堂」を開催します。

近隣の方に限らず、どなたでも参加いただけますので、多くの皆さまのご参加をお待ちしております。なお、今後も不定期で開催していく予定ですので、随時ご案内させていただきます。

- いつ 6月15日（土）午前10時00分開会 ～ 午後1時00分閉会 ※出入り自由
- どこで 特別養護老人ホーム白光園（白鷹町大字鮎貝108番地）
- 料金 100円（材料代）
- 概要 ハモニカ、チェロ、オカリナの演奏会の後、カレーライスをご賞味いただく予定です。どなたでもご参加いただけます。お気軽にお申し込みください。
10時30分～演奏開始、11時45分～カレーをお召し上がりいただきます。
12時30分～希望される方は、職員とともに園内の一部をご覧ください。
- 申込方法 電話、FAX、または直接職員にお声かけください。
- 申込期間 6月7日（金）まで
- 定員 先着200名様
- 申込先 TEL：0238-85-1511 / FAX：0238-85-1513（白光園事務局）

※FAXの場合、①お名前②ご住所③お電話番号④参加される方の人数を記載いただき送信ください。

マイナンバーカードについてのお知らせ

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

マイナンバーカードの電子証明書更新手続きの案内は届いていませんか？

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限が近づいている方に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より封書が届きます。有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。町民課窓口においてになる際、電話で予約し来庁していただく待ち時間が少なく手続きができます。※更新にはマイナンバーカードの暗証番号が必要です。※更新手続きを期限内に行わない場合、電子証明書は失効となりマイナポータル・健康保険証等の利用ができなくなります。

カードの受取はがきが届いたけれど、平日窓口にお越しになれない方はいませんか？

下記の日程で日曜日に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。
・期日：5月26日（日）・6月23日（日）
・時間：9：00～11：30 ※電子証明書更新手続きの予約も受け付けします。

マイナンバーカードの申請をしませんか？

町民課窓口で随時受付しています。窓口に来ることが困難な方は、町民課戸籍年金係にご連絡いただけますとご自宅にお伺いし、マイナンバーカード申請のお手伝いをします。

※申請の時に写真を無料で撮影します。

※申請に要する時間は約15分です。

できあがったマイナンバーカードは簡易書留で自宅へ郵送します。

